(3)　先進船舶の導入等の実施に必要な計画の変更

先進船舶導入等計画については、作成主体である船舶運航事業者等が研究開発、製造及び導入の3段階の全部又は一部を選択的に記載した認定計画を変更することができる。例えば、先進船舶の導入等を促進するため、先進船舶導入等計画に研究開発のみを記載して認定を受けた場合において、その研究開発が成熟し、製造又は導入の段階に至った時は、その段階の概度、先進船舶導入等計画の変更認定を受けることとする。

○国土交通省告示第八百八十八号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の九第一号（第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）並びに建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十四条及び第十五条第一号の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日　国土交通大臣　石井　啓一

（建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部改正）

第一条　建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三　法第三十七条第二号の品質に関する技術的基準は、次のとおりとする。 一～五　（略） 六　その他品質保持に必要な技術的生産条件を次のとおり満たしていること。 イ　（略） ロ　次に定めるところにより、品質管理推進責任者が配置されていること。 (1)　（略） (2)　品質管理推進責任者は、製品の製造に必要な技術に関する知識を有し、かつ、これに関する実務の経験を有する者であって、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、短期大学若しくは工業に関する高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校若しくは外国におけるこれらの学校に相当する学校の工学若しくはこれに相当する課程において品質管理に関する科目を修めて卒業し、又はこれに準ずる品質管理に関する科目の講習会の課程を修了することにより品質管理に関する知見を有すると認められるものであること。 2　（略）	第三　法第三十七条第二号の品質に関する技術的基準は、次のとおりとする。 一～五　（略） 六　その他品質保持に必要な技術的生産条件を次のとおり満たしていること。 イ　（略） ロ　次に定めるところにより、品質管理推進責任者が配置されていること。 (1)　（略） (2)　品質管理推進責任者は、製品の製造に必要な技術に関する知識を有し、かつ、これに関する実務の経験を有する者であって、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学を卒業した者については大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）又は専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の規定の例によるものとし、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を卒業した者については国土交通大臣が別に定めるものとする。 （建築士法第十四条第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件の一部改正） **第二条**　建築士法第十四条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成二十年国土交通省告示第七百四十号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
第二　第一に規定する科目の単位の計算方法は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学を卒業した者については大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）又は専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の規定の例によるものとし、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を卒業した者については国土交通大臣が別に定めるものとする。 （建築士法第十四条第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件の一部改正） **第三条**　建築士法第十四条第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成二十年国土交通省告示第七百四十一号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	第二　第一に規定する科目の単位の計算方法は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による短期大学を卒業した者については短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の規定の例に、同法による専門職大学の前期課程を修了した者については専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の規定の例によるものとする。
第二　第一に規定する科目の単位の計算方法は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による短期大学を卒業した者については短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の規定の例によるものとする。	第二　第一に規定する科目の単位の計算方法は、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の規定の例によるものとする。